

厚生労働省発職第0720002号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

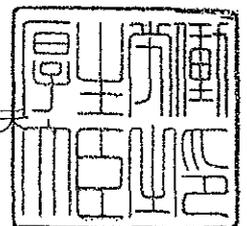
厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を別紙1（要綱）のとおり制定すること。
- 2 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令を別紙2（要綱）のとおり制定すること。
- 3 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を別紙3（要綱）のとおり制定すること。
- 4 青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針を別紙4のとおり制定すること。
- 5 雇用対策法施行規則第一条の三第一項第三号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める条件を定める告示を別紙5（要綱）のとおり制定すること。
- 6 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針を別紙6のとおり制定すること。
- 7 雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針を別紙7のとおり制定すること。

平成19年7月20日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



【別紙 1】

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年八月四日とすること。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
案要綱

第一 雇用対策法施行令の一部改正

外国人雇用状況の通知は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

第二 関係政令の整備

その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他

一 施行期日

この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月四日）から施行するものとする。ただし、第一については、平成十九年十月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この政令の施行に必要となる経過措置を定めること。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令
案要綱

第一 雇用対策法施行規則の一部改正

一 基本方針の策定

厚生労働大臣は、雇用対策法（以下「法」という。）第四条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策に関し、その基本となる事項を定めるとともに、雇用に関する状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

二 外国人雇用状況の届出等

(一) 外国人の範囲から除かれる者等

イ 法第八条の厚生労働省令で定める者は、外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び特別永住者とする。

ロ 法第八条の厚生労働省令で定める理由は、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。

）その他事業主の都合とすること。